

福島県内の会社の従業員であった申立人らが原発事故の影響に伴う勤務先の業績悪化により退職金を減額されたことについて、その減額分につき原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。

1334

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、別紙一覧表記載の申立人ら（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（別紙一覧表の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 就労不能損害（退職金減額分）
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

- (1) 就労不能損害（退職金減額分）

被申立人は、申立人らに対し、前項（1）所定の損害項目に関し各申立人に対する和解金が別紙一覧表「金額」欄記載の金額であり、その合計額が金10,577,000円であることを認める。

- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

被申立人は、申立人らに対し、前項（2）所定の損害項目の和解金が、金317,310円であることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（別紙一覧表記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年11月17日

（仲介委員 松田隆太郎）

別紙 一覧表

申立人 番号	氏名	現住所	期間	金額
1	X 1	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 31 日 ま で	491,000
2	X 2	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 31 日 ま で	79,500
3	X 3	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 31 日 ま で	13,500
4	X 4	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日 ま で	15,500
5	X 5	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日 ま で	97,000
6	X 6	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 20 日 ま で	402,000
7	X 7	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 20 日 ま で	32,500
8	X 8	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日 ま で	134,000
9	X 9	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日 ま で	877,500
1 0	X 10	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日 ま で	516,000
1 1	X 11	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 12 月 31 日 ま で	751,500
1 2	X 12	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 12 月 31 日 ま で	34,000
1 3	X 13	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	988,500
1 4	X 14	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	940,000
1 5	X 15	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	908,000
1 6	X 16	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	807,000
1 7	X 17	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	1,000,000
1 8	X 18	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	759,500
1 9	X 19	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日 ま で	21,500
2 0	X 20	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 6 月 30 日 ま で	221,000
2 1	X 21	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 8 月 31 日 ま で	358,000
2 2	X 22	(省略)	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日 ま で	20,000

23	X23	(省略)	平成23年3月11日から平成26年3月31日まで	25,500
24	X24	(省略)	平成23年3月11日から平成26年3月31日まで	16,000
25	X25	(省略)	平成23年3月11日から平成26年3月31日まで	18,500
26	X26	(省略)	平成23年3月11日から平成26年3月31日まで	131,000
27	X27	(省略)	平成23年3月11日から平成26年5月31日まで	27,500
28	X28	(省略)	平成23年3月11日から平成26年6月17日まで	891,000
合計				10,577,000
本件和解仲介に関する弁護士費用				317,310
和解金額				10,894,310